

崇城大学オープンアクセスポリシー実施要領

令和3年6月24日

図書館運営委員会承認

この要領は、「崇城大学オープンアクセスポリシー」(令和3年6月24日図書館運営委員会承認)の実施に必要な事項を定めるものです。

崇城大学オープンアクセスポリシー

(趣旨)

1 崇城大学(以下「本学」という。)は、本学において産出された研究成果を学内外に公開することにより、研究成果を広く社会へ還元し、学術研究の進展に寄与すること、地域および国際社会の発展に貢献することを目指して、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

オープンアクセスとは

(参考文献: オープンアクセス方針策定ガイド 2018年2月改訂 オープンアクセスリポジトリ推進委員会公開)

オープンアクセスと(以下「OA」と記す。)は、紀要論文・学位論文・学術情報(学術雑誌論文、会議発表論文等)がインターネット上で公開され、無料で閲覧(フリーアクセス)を含めた自由な利用が可能になっている状態を指します。

OAの手段として、大きく分けて①グリーンOAと②ゴールドOAが挙げられ、

- ① グリーンOAは、著者自身が、機関リポジトリやサブジェクトリポジトリ等のOAリポジトリに登録する(セルフアーカイブ)こと、
- ② ゴールドOAは、出版社が、OAジャーナル等を出版することです。

元々OA運動は、20世紀後半からの学術雑誌価格高騰問題を背景に、商業出版社への対抗を目的として始まり、世界中の大学等は機関リポジトリを設置してグリーンOA(後述)を推進してきましたが、研究者の作業負担を必要とするセルフアーカイブは十分には進んでいないと言えます。一方、2000年代中盤以降は商業出版社もArticle Processing Charge(APC)支払い型のビジネスモデルを確立させ、ゴールドOA(後述)に対して積極的な姿勢を見せています。

学術雑誌論文等の研究成果をOAにすることによって、世界中の誰もが無料で閲覧できるようになるため、研究成果の可視性が高まり、被引用回数等のインパクトの増加につながります。大学等の研究機関は、機関内で生産された研究成果のOAを推進することで、世界の学術研究活動に大きく貢献するとともに、自機関のプレゼンスを上げることが可能となります。

OAを進めるための方法には機関リポジトリ以外にも様々なものが存在しますが、ゴールドOAの実現のためには課題が多く、学術雑誌論文以外の学術情報では、OAのビジネスモデルは確立していません。グリーンOAについても、一部の分野にサブジェクトリポジトリの利用が定着しているケースもありますが、必ずしもそのような分野ばかりではありません。また、近年はウェブサービスが研究成果共有の場として研究者に受け入れられていますが、これらのサービスには長期的な継続性に不透明な面がある点に注意しなければならないとされており、多様な研究成果を生み出している大学等の研究機関にとって、長期的に責任を持って、機関内の研究成果の包括的なOAを推進していくために、機関リポジトリによるグリーンOAの意義は大きいといわれています。

(研究成果の公開)

2 本学は、本学に在籍する教職員（以下「教職員」という。）が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果（以下「研究成果」という。）を、崇城大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

本ポリシーにより「崇城大学学術リポジトリ」への研究成果登録が可能となる「本学に在籍する教職員」とは、「学校法人 君が淵学園 組織運営規程」第1章 第9条 1の3. 教育職員に載せる職員〈教授、准教授、講師、助教、助手〉、同条 同項5. 一般職員のうち教務職員の〈技師長、技師、技師補、技手、技術員〉、同条2に載せる職員〈荣誉教授、学長特別補佐、客員教授、客員講師、嘱託教員、嘱託研究員、特任教員、非常勤講師、特別講師〉です。

(研究成果の提供)

3 教職員は、研究成果について、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終稿を本学に提供する。

1 リポジトリ登録が許諾される著者最終稿について

教職員は、研究成果の著者最終稿を提供することとします。著者最終稿は、学術雑誌等へ受理される直前に著者が提供した原稿のことであり、出版社によるレイアウト調整等の加工が施されていない版を指します。

2 著作権の確認

教職員より提供された研究成果をもとに、図書館において著作権の確認をいたします。出版社版が公開可能である場合は、図書館が当該の版を入手し公開します。ただし、外国の出版社版の場合、教職員が著作権の確認を行い、その結果を図書館へ知らせるものとします。

3 共著者の合意について

研究成果の提供に際しては、事前に共著者の合意が得られているものとします。

(適用の例外)

4 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であるとの申出が教職員からあった場合、本学は当該研究成果を公開しない。

1 非公開の判断

教職員の申請、本学の決定等により研究成果を非公開にすべきかどうか検討が必要となった場合、紀要編集委員会もしくは図書館運営委員会が公開の可否を判断します。判断結果は、当該教職員に通知します。

2 非公開の申請

研究成果を非公開とする必要がある場合、教職員はその理由を付して申請できます。

(適用の不遡及)

5 本ポリシー施行以前に出版された研究成果や、本ポリシー施行以前に本ポリシーと相反する契約を締結した研究成果には、本ポリシーは適用されない。

(リポジトリの運用)

6 リポジトリの運用に関わる事項は、「崇城大学学術リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

研究成果の取り扱いについて疑義が生じた場合、ポリシー及び本実施要領を優先します。ポリシー及び本実施要領と「崇城大学学術リポジトリ運用指針」の間に齟齬が生じることがないように、図書館運営委員会において随時その整合性を確保するように努めます。

(その他)

7 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

本項は、ポリシーの実施に際し、学内関連部署や出版社等との調整が必要となる可能性を想定したものです。